

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症予防に対する航友会活動基本方針

①「緊急事態宣言」が発出された場合、対象地域・適用期間中については、対面での航友会活動は全面的にお控えくださいますようお願いいたします。

②「まん延防止等重点措置」が発出された場合、対象地域・適用期間内については、航友会活動を対面で行うことは可能ですが、その際は、感染対策を徹底の上で十分な注意をお願いいたします。また飲食を伴う懇親会等はお控えください。

③なお、「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」が発出されていない場合には、航友会活動は感染対策徹底の上で実施いただいて構いませんが、対面での活動に不安がある場合には、決して無理をなさらないようにしてください。また開催する都道府県や市区町村の行政の指導に従ってください。

2022年6月7日付

中日本航空専門学校 航友会事務局